

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 1 1 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、一般社団法人平戸観光協会の財政援助団体等監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告(公表)します。

平成 28 年 6 月 2 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

第 1 監査の種別

財政援助団体等監査

第 2 監査の対象

一般社団法人 平戸観光協会

第 3 監査の範囲及び方法

平戸市が、平成 25 年度及び 26 年度に一般社団法人平戸観光協会に交付した補助金等について、出納その他の事務が適正に行われているか関係書類の調査をし、また、担当職員の説明を聴取する方法により実施した。

第 4 監査の期間

平成 28 年 2 月 26 日

第 5 監査の結果

補助金の実績報告書は決算諸表等と符号し、補助金に係る会計処理は適正に行われていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指定管理受託の懸案事項や、補助金等に関連する事業についての意見等は次のとおりである。

【意見】

1. 平戸市観光交通ターミナル指定管理について

(1) 施設内の安全管理について

平成 26 年度に 4 件の事件・事故の報告がなされているが、解決に結びつく関係者の特定には至っていない。その理由のひとつとして、防犯カメラが設置されていないことが考えられる。実態としては、午後 8 時から翌朝 6 時まで警備会社による機械警備がなされているが、交流エリアを監視できるカメラは、平戸観光協会が独自で 1 台設置しているだけで、施設全体を見渡せるものではない。

防犯カメラは事件発生の抑止力にもなり、発生後は迅速な事件解決に繋がっていくと思われるので、施設の安全管理の面からも、施設内部と外構部への監視カメラの設置が望まれる。

(2) 浄化槽管理について

施設内の合併浄化槽(25 人槽)については、当初想定より使用量が多く、平成 26 年度供用開始直後から異臭が目立ち、同年夏場には異臭騒ぎとともに浄化槽処理能力を超え、基準値を超えた放流水が流れ出たため、緊急的に汲取り清掃作業を実施している。

浄化槽設置届出書の人槽算定検討書によると、建築用途として以下の二通りの考え方で算定されている。①ターミナルとして年間利用者の実績に基づいて算定した 7 人槽。②事務所として事務所面積を基にした 16 人槽を合算した直近上位の 25 人槽となっている。

しかしながら、一般的な不特定多数の者が短時間に入れ替わるターミナルとは違い、この施設内には観光案内所という比較的滞在時間が長い施設があり、個人客あるいは団体客問わずサービス提供の仕方によっては、さらに利用時間が増していくということが考えられる。また、施設の利用状況からみても、公衆便所的な要素も否定できない。

以上のことから、今後も浄化槽の運転管理が十分に維持できない場合も想定し、市関係部局との調整を行い、実態に合った改善策が求められる。

2. 平戸市観光施設維持管理補助金について

ザビエル記念教会前にある公衆トイレは、平成 3 年度に土地所有者であるカトリック長崎大司教区(ザビエル記念教会の管理者)の了解のもと、平戸観光協会(以下「協会」という。)が事業主体となり、平戸市から補助金を受けて建設したものである。維持管理についても協会が市からの補助を受け行っているが、観光協会の所有物として台帳に記載がなされていないことから、状況を精査し台帳の整備確認について配慮されたい。

第6 むすび

平戸観光協会は、平成25年4月1日、一般社団法人へ移行しており、事務局体制は、正規職員2名、契約社員5名、臨時職員7名をもって運営されている。同協会は、従来から観光地「平戸」としての地域ブランドを活かし、観光客の誘致・受け入れの窓口として、観光案内、観光情報の発信、出張イベントによる広報宣伝活動や、地域イベントなどを通じた地場製品のPRを行う一方、魅力ある製品としての観光商品の開発事業受託やふるさと納税に伴う返礼品の取り扱いなども手がけている。

また、当協会の運営にあたっては、会費のほか各種事業の財源として、行政からの運営補助金及び委託料などが充てられており、事業内容の透明性を図りながら、市観光部局との十分な連携のもと事業が推進されている。

近年、観光ニーズや旅行形態が多様化していく中で、民間力を活用した民間主導による観光振興が期待されているが、団体として自主財源に乏しく、平戸市が支援することで行政と民間との連携による観光振興に繋がっているのが現状といえる。

だが、そうした中にあっても企画・運営・収益化という自立に向けた組織づくりを目指しており、少しでも収益を上げようと、近年では旅行業務取扱管理者を配置し、市内イベントへの集客を目的とした商品造成に取り組むなど、自助努力の姿勢は評価すべきことである。また、台湾を中心とした外国人誘客にも取り組んでおり、国内需要のみならず海外需要発掘にも積極的に力を傾注しており、今後の本市観光の発展を期待するものである。

結びに、観光立市を推進するなか、地域間競争を勝ち抜き、外国人誘客を図るためにも商品開発や営業など観光協会の特性を活かした民間力と財政支援を含めた行政との円滑な連携が重要であり、優れた人材育成や外部への積極的な情報発信による事業推進が望まれる。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】 地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。